



(その1)

収 支 報 告 書

令和 5 年分

(令和 年 月 日開催分)

(ふりがな)

1 政治団体の名称

こまつ すす じゆかい
小松進 後援会

2 主たる事務所の所在地

安芸市土居 8x7

3 代表者の氏名

小松 進

4 会計責任者の氏名

小松 みのり

事務担当者の氏名

(電 話)

(電 話)

政 治 団 体 の 区 分

- | | |
|--------------------------------------|---|
| ☐ 政 党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体 |
| ☐ 政 党 の 支 部 | ☒ そ の 他 の 政 治 団 体 |
| ☐ 政 治 資 金 団 体 | ☐ そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部 |

活 動 区 域 の 区 分

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ 2以上の都道府県の区域等 | ☒ 同一の都道府県の区域内 |
|---------------------------------------|---|

資金管理団体の指定の有無

- | |
|---------------------------------------|
| ☐ 有 |
| ☒ 無 |

公職の種類
(現職・候補者の別)

資金管理団体

の届出をした者

の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- | |
|---|
| ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体 |
| ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体 |

公職の候補者

の氏名

(現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間

令 和	年	月	日	か	ら
令 和	年	月	日	ま	で

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

令 和	年	月	日	か	ら
令 和	年	月	日	ま	で

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収入総額		十億	百万	千	円
収入総額	＝(前年からの繰越額)＋(本年の収入額)＝				0
(前年からの繰越額)	＝前年の収支報告書の「翌年への繰越額」＝				0
(本年の収入額)	＝用紙(その2)から(その6)までの合計＝				0
支出総額	＝用紙(その13)の「合計」欄の金額＝				0
翌年への繰越額	＝(収入総額)－(支出総額)＝				0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費				
金 額		十億	百万	千 円
員 数		0 人		

(2) 寄 附									
ア 寄附(イを除く。)の区分		金 額						備 考	
		十億	百万	千			円		
(ア) 個人からの寄附							0		
(うち特定寄附)									
(イ) 法人その他の団体からの寄附							0		
(ウ) 政治団体からの寄附							0		
小 計 ((ア)+(イ)+(ウ))							0		
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)									
イ 政党匿名寄附							0		
合 計 (ア+イ)							0		

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

注: 政治団体が所有する資産の有無を記載してください。

(その20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

1. 領 収 書 等 の 写 し
2. 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
3. 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 2 月 20 日

政 治 団 体 の 名 称

小松進後援会

会 計 責 任 者 の 氏 名

小松 みり

(解散時のみ記載)

代表者の氏名

*会計責任者及び代表者の氏名欄は、記名押印又は署名とし、署名の場合は必ず会計責任者本人及び代表者本人が自署すること。